

## 被爆体験者の認定・救済を求める意見書

今般の「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟における広島高等裁判所の判決に対し、菅総理におかれては被爆者援護法の理念に立ち返り、上告を断念し、被爆者健康手帳が原告へ交付されております。さらに、今回、上告断念における菅総理の談話の中で「84名の原告の皆様と同じ事情にあった方々については訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します」と言及されております。

一方、長崎においても広島の黒い雨体験者と同じく、被爆地域の外にいたものの、多くの疾病と原爆による放射性降下物による健康影響への強い不安を抱え、今なお苦しみ続ける被爆体験を有する方々がおられます。

しかしながら、長崎の被爆体験者について、その後、菅総理は「訴訟が継続中なので行方を注視する」と述べるにとどまり、現在のところ具体的な救済策が何ら示されていない状況であります。

よって、国におかれては、広島の黒い雨体験者と同様に、高齢化が進み病気に苦しみ続ける長崎の被爆体験者についても、次のとおり認定・救済の方向で検討していただくよう、強く要望いたします。

### 記

- 1 長崎の被爆体験者も広島の黒い雨体験者と同じく「同様の事情」にあるものとして、11の障害があれば被爆者援護法第1条3号に該当するものとし、被爆者として認定すること。
- 2 被爆者援護法第1条3号に基づく指針の改定に際しては、長崎県・長崎市の状況も十分反映する必要があると考えており、国と4県市との協議に際しては、広島県・広島市と同様に、当初から長崎県・長崎市も加えること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年9月10日

長 崎 市 議 会